

新城市省エネ家電製品買換え等促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高の影響で家電等のエネルギー消費性能の高いものへの買換えが低迷することを防ぎ、省エネ基準の達成率が高い製品の購入を促すことで、家庭等の電気代、エネルギー消費量の削減につなげ、経済的負担減や温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に定める小規模事業者をいう。
- (2) 個人事業主 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く。以下同じ。）にあっては5人以下の、その他の業種にあっては20人以下の従業員（常時使用する者に限る。以下同じ。）を使用する個人事業を営む者（小規模事業者を除く。）をいう。
- (3) その他法人 商業・サービス業にあっては5人以下の、その他の業種にあっては20人以下の従業員を使用する会社法（平成17年法律第86号）第2条に規定する会社以外の法人（法人税法（昭和40年法律第34条）別表第一に規定する公共法人及び任意団体を除く。）をいう。
- (4) 省エネ家電製品 次に掲げる家電製品の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものをいう。
 - ア 冷蔵庫 日本産業規格（以下「JIS規格」という。）C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上（目標年度を2021年度とするものに限る。）であるものをいう。
 - イ 冷凍庫 JIS規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上（目標年度を2021年度とするものに限る。）であるものをいう。
 - ウ 高効率給湯器 JIS規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上（目標年度を2025年度とするものに限る。）であるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市民であって、次のいずれにも該当するもの。
 - ア 補助金の交付を申請する時点で市内に住所を有していること。
 - イ 納期の到来している市税を完納していること。
 - ウ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、その他暴力団若しくは暴力団員を不当に利用する者、暴力、威力若しくは詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する者、又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと。
 - エ 同一世帯に補助金の申請をした者がいないこと。
- (2) 小規模事業者等であって、次のいずれにも該当するもの。
 - ア 市内に事業所を有する小規模事業者、個人事業主又はその他法人であること。
 - イ 納期の到来している市税を完納していること。
 - ウ 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、その他暴力団若しくは暴力団員を不当に利用する者、暴力、威力若しくは詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する者、又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと。
 - エ 政治団体又は宗教上の組織団体ではないこと。

オ その他補助金の目的に照らし適当でないと市長が認める事業者でないこと。

(補助対象機器)

第4条 補助金の交付の対象となる省エネ家電製品（以下「補助対象機器」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和8年9月19日から令和9年2月28日までに購入したものであること。
- (2) 補助対象者が自ら居住する市内の住宅又は市内の事業所に設置すること。
- (3) 購入した補助対象機器が新品（未使用）であること。
- (4) 補助対象機器の購入に新城さくらPay 生活応援券を利用していないこと。
- (5) 買換えであること（高効率給湯器を除く。）。
- (6) 新城市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の対象ではないこと。

2 補助対象機器の数は、1 補助対象者当たり1 台とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器の購入に要した費用（設置に係る費用を含み、消費税を除く。）とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1, 000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、2万円（市内に本店を置く店舗における購入にあつては5万円。）を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新城市省エネ家電製品買換え等促進補助金交付申請書兼請求書（第3条第1号の者にあつては様式第1、同条第2号の者にあつては様式第2）に次に掲げるものを添えて、令和8年9月19日から令和9年3月1日までに市長に提出しなくてはならない。

- (1) 領収書、領収明細書又はレシートの写し（購入日、機種名（型番）、購入店舗の所在地等が記載されているものに限る。）
- (2) カタログ、取扱説明書等の写し（形状、規格、構造、省エネ基準達成率等が記載されているものに限る。）
- (3) 保証書の写し（補助対象機器の製造業者が発行するものに限る。）
- (4) 特定家庭用機器廃棄物管理票（リサイクル券）の写し（購入した補助対象機器が冷蔵庫又は冷凍庫の場合に限る。）
- (5) 配置状況等が分かる写真（購入した補助対象機器が高効率給湯器の場合に限る。）
- (6) 振込先を確認できる通帳、キャッシュカード等の写し

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、新城市省エネ家電製品買換え等促進補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、新城市省エネ家電製品買換え等促進補助金（交付・不交付）決定通知書にその理由を付さなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」とい

う。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、新城市省エネ家電製品買換え等促進補助金交付決定取消通知書(様式第4)により、補助決定者に通知するものとする。

3 補助決定者は、補助金の交付を受けた後に、第1項の規定により補助金の交付の決定が取消されたときは、市長が定める期限内に、交付を受けた金額を市長に返還しなければならない。

(財産処分の期限)

第10条 補助決定者は、第8条第1項の規定による補助金の交付の決定の日から起算して6年を経過する日までの間、当該補助対象機器を返品し、譲渡し、交換し、貸与し、転売し、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、自己の責めに帰することができない事由により当該補助対象機器を処分する場合は、この限りでない。

(報告等)

第11条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助決定者に対し報告を求め、又は調査することができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年9月18日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日にその効力を失う。

3 補助決定者に係る第9条及び第10条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。